

WEBページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 横浜商工会議所ホームページに会員企業等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、横浜商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたりユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2)アラートマーク
- (3)ラジオボタン
- (4)テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5)プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIF アニメ)

第3条 GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため次のとおりとする。

- (1)コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2)画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3)その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(横浜商工会議所ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが横浜商工会議所ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1)横浜商工会議所ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2)「金融相談」など横浜商工会議所を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが横浜商工会議所の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、当所ホームページのデザインを損ねる色を使用してはならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

(施行期日)

1 本ガイドラインは令和8年4月1日から施行する。